

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部分を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 第10節 新設	(新設)	<p>第10節 さくらのモノプラットフォーム（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。） 第50条（本オプションサービスの内容）</p> <p>1. 本オプションサービスは、当社が「さくらのセキュアモバイルコネク」において提供する物理SIMを組み込んだ物理デバイスが、当社又は第三者が提供する本オプションサービス外のシステム等（以下、本節において「連携先システム」といいます。）と所定の方法によって通信するためのプラットフォームを提供するサービスです。</p> <p>2. 当社は、本オプションサービスにおいて次の機能を提供するものとし、その詳細は本オプションサービスに関するウェブページ（以下、本節において「本オプションサービスページ」といいます。）において定めるものとします。</p> <p>(1) 本基本サービスのコントロールパネルにおけるデバイスIDの統合管理機能</p> <p>3. 当社は、本オプションサービスのオプションサービス（以下、本節において「サブオプションサービス」といいます。）として、次の機能を提供するものとし、その詳細は本オプションサービスページに定めるものとします。</p> <p>(1) サービスアダプタ機能：特定のデータフォーマットを用いて、本オプションサービスと、連携先システムとの連携を行う機能</p> <p>(2) ファイル送受信機能：物理デバイス又は連携先システムから送信されたファイルデータを本オプションサービスにて受領及び保管し、利用者の設定に応じて指定の物理デバイス又は連携先システムに受け渡し機能</p> <p>(3) 前二号のほか、当社が別途定める機能</p> <p>4. サブオプションサービスの利用条件は、本オプションサービスページにおいて当社が定めるものとし、当該サブオプションサービスの利用者は、当該利用条件に同意のうえ当該サブオプションサービスを利用するものとします。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第51条（本オプションサービスの構成）</p> <p>1. 本オプションサービスは、本基本サービスの基幹システム（以下、本節において「本システム」といいます。）に作成されたSIMリソースを、本システム上に作成したプロジェクトに登録することにより、利用できるものです。これらの作成又は登録（以下、本節において総称して「利用管理」といいます。）については、利用者自身が行うものとし、利用管理の不備により本オプションサービスが利用できなかった場合においても、当社は一切の責を負いません。</p> <p>2. 本オプションサービスの利用には、本サービスのうち「さくらのセキュアモバイルコネク」を別途契約いただく必要があります。「さくらのセキュアモバイルコネク」における利用者による設定によっては、本オプションサービスが利用できない場合がありますが、この場合において当社は一切の責を負いません。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第52条（用語の定義）</p> <p>1. 「物理SIM」とは、電気通信事業者の回線を利用するのに必要な、利用者識別番号その他の情報を記録することができるものであって、「さくらのセキュアモバイルコネク」向けに当社が発行するものをいいます。</p> <p>2. 「SIMリソース」とは、「さくらのセキュアモバイルコネク」において物理SIMが本システムに登録されたときに作成される管理単位をいいます。</p> <p>3. 「物理デバイス」とは、利用者が、物理SIMを電子機器等に接続する場合の当該電子機器等をいいます。</p> <p>4. 「プロジェクト」とは、SIMリソースと利用者が指定したサブオプションサービス間で、適切なルーティングを行うための管理単位をいいます。</p> <p>5. 「デバイスID」とは、プロジェクトにSIMリソースに登録したときに、当該SIMリソースに対して発行される、一意の識別子をいいます。なお、デバイスIDが付与された後、当該SIMリソースがプロジェクトから削除された場合においても、当該SIMリソースが再度プロジェクトに登録された場合には、初回登録時に付与されたデバイスIDが再度付与されます。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第53条（利用契約の成立）</p> <p>1. 本オプションサービスの利用契約は、基本約款における利用契約の成立の規定にかかわらず、申込者のアカウントにより本システムにおいてプロジェクトが作成されたとき（申込者のアカウントにより送信された、作成に必要な情報を当社が受信したとき）に成立するものとします。</p> <p>2. 本オプションサービスは、法人その他の団体（以下、本節において「法人等」といいます。）がその営業のために又はその営業として利用する場合（以下、本節において「営業用途」といいます。）、又は営利を目的とし法人等が事業のために又は事業として利用する場合（以下、本節において「事業用途」といいます。）にのみ申し込む（プロジェクトを作成する）ことができるものとします。当社と利用者は、当該申込みが営業用途又は事業用途であると相互にみなすものとします。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第54条（利用料金）</p> <p>1. 本オプションサービスの利用料金は次のとおり構成されるものとし、その具体的な料金額等については本オプションサービスページで定めるものとします。なお、利用者が契約する「さくらのセキュアモバイルコネク」において閉域網通信利用可能状態又はインターネット通信利用可能状態にない場合においても利用料金は発生するものとします。閉域網通信利用可能状態及びインターネット通信利用可能状態の定義については、本約款の「さくらのセキュアモバイルコネク」の節に定めるとおりとします。</p> <p>(1) プラットフォーム基本利用料</p> <p>(2) サブオプションサービス利用料</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第55条（プラットフォーム基本利用料）</p> <p>1. プラットフォーム基本利用料は、プロジェクトに登録するSIMリソースに付与されたデバイスIDごとに発生するものとします。</p> <p>2. プラットフォーム基本利用料は、SIMリソースがプロジェクトに登録されることによりデバイスIDが付与されたときから、プロジェクトからSIMリソースの登録が削除されることによりデバイスIDが削除されたとき（利用者のアカウントにより送信された、削除に必要な情報を当社が受信したとき）まで、毎月発生します。ただし、当月にプラットフォームを経由する通信に使用されなかったデバイスIDについては当月のプラットフォーム基本利用料は発生しないものとします。なお、デバイスID付与日の属する月及び当該デバイスIDが削除された日の属する月のプラットフォーム基本利用料はそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。</p> <p>3. 同一月内に同一のSIMリソースを複数回登録することにより同一のデバイスIDが複数回付与された場合（前月以前から継続して登録していたSIMリソースを、プロジェクトから削除した月内に再度登録したことにより同一のデバイスIDが再度付与された場合を含みます。）においては、各々の付与について当該月のプラットフォーム基本利用料が発生するものとします。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第56条（サブオプションサービス利用料）</p> <p>1. サブオプションサービス利用料は、当該サブオプションサービスごとに定める利用条件に従い発生するものとし、利用者は、当社に対し、当該利用条件に従いサブオプションサービス利用料を支払うものとします。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第57条（連携先システムの利用契約）</p> <p>1. 利用者は、サブオプションサービスの利用にあたって連携先システムを利用する場合、自己の費用と責任において、その利用に必要な連携先システムの利用に関する契約（以下、本節において「連携先契約」といいます。）を、当該連携先システムの提供元と締結するものとします。利用者は、本オプションサービスと連携先システムとの連携を行うにあたり、連携先契約を遵守する義務を負います。当社は、利用者による連携先システムの利用について一切関知せず、連携先契約の内容及び締結に関する一切の確認義務を負わないものとします。連携先システムの利用により生じた結果につき、当社は一切の責を負いません。また、利用者は、当該利用により生じた結果につき、当社に対し全責任を負うものとします。</p> <p>2. 本約款及び基本約款と、連携先契約との間に矛盾又は抵触する規定がある場合、利用者当該連携先システムの提供元との関係においては、連携先契約の規定が優先して適用されるものとします。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第58条（物理SIM及び物理デバイス）</p> <p>1. 本オプションサービスには物理SIM及び物理デバイスは付属しません。利用者は別途、自己の費用と責任において物理SIM及び物理デバイスを用意するものとします。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第59条（設計情報に関する非保証、免責）</p> <p>1. 当社は、本オプションサービスに関連して当社が利用者に提供する「設計情報」（本オプションサービス</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。

		ページにおいて当社が定めるものとし、本オプションサービスのβテストにおいて利用者に提供されたサンプルハードウェア、開発キット、ソフトウェア及びこれらに関する情報を含みますが、これらに限りません。) に関し、利用者に対し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証(特定目的への適合性、機能及び効果の有効性、サービスの品質、脅威に対する安全性、商品性、完全性、正確性、複製・移設等されたデータの同一性又は整合性、第三者の権利の非侵害性、当社サービスに基づき利用者に提供される機器及び設備の正常な稼働、当社サービスの定常的な提供等を含みますが、これらに限りません。)も行わないものとしします。	
新設	(新設)	<p>第60条(利用契約の自動更新及び解約)</p> <p>1. 基本約款における契約期間の自動更新の規定にかかわらず、利用者が、契約終了日までに、作成した全てのプロジェクトを削除しない限り(以下、本節において全てのプロジェクトの削除を「全削除」といいます。)、本オプションサービスの利用契約はさらに1年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。</p> <p>2. 基本約款及び本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、全削除を行うことにより、全削除が行われた月の末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
		(以下、節番号及び条番号が繰り下がります)	
附則 第1条	<p>第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、2021年3月18日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2021年9月30日より適用されます。</p>	<p>第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、2021年9月30日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2022年3月24日より適用されます。</p>	・本改定に伴う適用日の変更を行います。